

## 1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 ( 第 5 日 目 )

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 小宮山 定彦 君  | 9 〃   | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 10 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃   | 中 島 新 一 君 | 12 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 6 〃   | 大日向 進也 君  | 13 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 7 〃   | 栗 田 隆 君   | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                   |     |       |
|-------------------|-----|-------|
| 町 長               | 山 村 | 弘 君   |
| 副 町 長             | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長             | 清 水 | 守 君   |
| 会 計 管 理 者         | 池 上 | 浩 君   |
| 総 務 課 長           | 柳 澤 | 博 君   |
| 企 画 政 策 課 長       | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長       | 関   | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長       | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長       | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長           | 大 井 | 裕 君   |
| 教 育 文 化 課 長       | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹     | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長   | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 長     | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長           |     |       |
| 総 務 課 長 補 佐 長     | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長           |     |       |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 長 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長       |     |       |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長   | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長      | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第 3 議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第58号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第60号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について
- 第 7 議案第61号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第62号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 9 議案第63号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 追加第 1 発委第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について
- 追加第 2 発委第 9号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について
- 追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（西沢さん）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、中嶋 登君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。13番 中嶋 登君。

**13番（中嶋君）** ただいま貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございませんが、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問での発言の撤回をお願いしたいと思います。

過日8日の一般質問において、子宮頸がんワクチンの副作用について発言をいたしましたが、

不適切な発言の部分がありましたので、この発言の撤回をお願いするものでございます。

また、併せて、（…………）と発言した件につきましても、発言の許可をよろしく願いをいたします。

大変失礼いたしました。久々にこの前に立って、こういう発言をするのも何年ぶりかということですか、ちょっと緊張をしております、一部また言葉を間違えました。途中からでございますが、ご報告をさせていただきます。申し訳ございません。

また、併せて、（…………）と発言した件につきましても、発言の撤回をお願いをいたします。撤回でございます。よろしく願いをいたします。

**議長（西沢さん）** お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、発言の撤回することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（西沢さん）** 異議なしと認めます。ただいまの説明のとおり、発言を撤回することに決定いたしました。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（西沢さん）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第1「陳情について」

**議長（西沢さん）** 常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

陳情第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守ることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

---

**議長（西沢さん）** 日程第2「議案第56号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第2「議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第3「議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第4「議案第58号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第5「議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

**議長（西沢さん）** これより質疑に入ります。

**14番（大森君）** 指定管理者を指定するに当たりまして、これは継続できているということにはなるわけですが、いろいろと考えるところがありまして、ちょっとお聞きだけしておきたいなということでもあります。

別紙の1から7の点については、町の振興公社やあるいは社協などが管理者ということで指定されておりますので、特段意見はありません。しかし、8から15についてであります。最後の泉区の集会所までの間ですが、まず、建物の耐震については、公共の建物の個別施設計画、これを見回せば新しい基準になっているところも結構あるということで、ちょっとこれは安心したわけですが、一つは公民館として利用されているということがありまして、各地区の公民館は、その住民が寄附を集めたり、あるいは区費の中で貯金をしたりしながら、公民館の建設に当たっているわけでありまして。これについて、今度の利用に当たっての費用面はどんなふうになっているのか、一つは委託料として出しているのか、それとも使用料をいただいているのか、その辺の点について、1点お尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

**商工農林課長（竹内君）** 指定管理者の関係でご質問をいただきました。

当課のほうで所管をしているところで、まず、村上地区の転作促進研修所、それから、金井地区麦・大豆等生産振興センター、こちら両施設とも、網掛区、それから金井区の集会所的なご利用をいただいているところでございます。

施設の維持管理については、地元区のほうでお願いをしているということで、特に使用料等もいただいているわけではございませんし、また補助金というか、委託料を出していることもございません。

施設改修等については、地元区のほうで内容によってですが、公民館の補助金を使ったりとか、そういったところの中で修繕をいただいているところでございます。

**企画政策課長（臼井君）** 企画政策課で所管しておりますうち、地域で広くお使いいただいているという部分は坂城集会所がでございます。こちらの坂端区ですとか、坂端区の文化、それから育成会などに、地域の様々な交流活動に幅広くご利用をいただいているという状況でございます。

ども、先ほどの施設同様、使用料ですとか、使用料を頂戴するとか、委託料をお支払いするとかといったことはしておりませんで、当施設の修繕等についても、地域の中でやっていただいて、大規模なものについては、町の補助金を活用してというような形になっております。

**建設課長（大井君）** 建設課におきましては、15番の泉区集会所についてでございますけれども、泉区集会所につきましても、委託料、使用料については徴収してございません。

修繕につきましては、こちらについては県営住宅の横尾団地のコミュニティということも兼ねておりますので、必要に応じて、県、町、泉区で案分して修繕を行ってまいります。

**議長（西沢さん）** ほかにございますか。

**14番（大森君）** 一つ考えられるのは、無償でお貸しするということになるかと思うんですよね。これまでの公民館建設、それぞれの地域がずっとそれで甘えていたといいますか、努力されて来なかったのか、それとも、その辺の関係はどうなんですか。無料で町の施設が使えるということなんですよ、実際には。

ほかの地域には、それぞれ住民の皆さんから30万ほど寄附いただいたり、区によってはいろいろ額が違うと思いますけど、その区民の寄附なんかで賄って建設してきていると、それで、公民館の補助金の半額の補助というのを当然受けてやっているわけですけど、その辺のこの整合性ってどうなのかなというのをちょっと感じているわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

**総務課長（柳澤君）** 地域の公民館というところでの補助事業というところのご質問であろうかと思えます。

地域におきまして、それぞれ公民館の施設を使うというようなところ、これまでのところも見ましても、それぞれ国の補助金あるいは県の補助金といったところを使いながら、うまくそれにマッチすればそういったところを使う。そして、必要に応じて地元負担をしながら、公民館建設をしていただいていたというような状況になっているところがございます。そういったところを考え、また今後の管理といったところに関しましては、基本、地元区で行っていただくというような状況となっております。必要に応じて町の補助金を活用して、進めていただくということで、これらのような運用をしてみたいところがございます。

**14番（大森君）** 今のそれぞれの町の施設としての建物を公民館として活用されているということで、何とかしろということを特別強調しているわけではありませんが、今後として、町の公共施設の個別施設計画、この中でどう取り扱うのか、払い下げにするのか、そういう形なり、何かそんな方法をどうお考えになっているのかお尋ねいたします。

**企画政策課長（臼井君）** 今、町の公共施設の中で公民館として使われている建物、これからどうしていくんだというようなご質問というふうに思いますが、今、策定を進めております公共施設の個別施設計画、こちらの中でも現在、区でご利用いただいている施設につきましては、

時間的な調整というのは出てくるかと思えますけれども、各区と調整をさせていただく中で譲渡というような形、それは有償、無償、それはございますけれども、そういったことをまず区と調整をしながら進めていきたいということをお願いしたいというふうにも思っているところでもあります。

**建設課長（大井君）** 泉区の集会所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、県営住宅の横尾団地の集会所も兼ねておりまして、建設当時から県、町、泉区で負担をしておりますので、今後においてもそういった形で継続してまいりたいと考えております。

**議長（西沢さん）** ほかにございますか。

**8番（玉川君）** 各区が管理しています、この施設についてなんですが、名称は区、代表者が区長さんになっていきますけれども、この区長さんというのは大体変わってっちゃうんですが、管理する立場の区とその代表者の関係というのはずっとこの期間内は続くということで、代表としての仕事というのはどんなことがあるのか、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

**企画政策課長（臼井君）** 区長さんと契約といいますか、区に指定管理をお願いをするというところで、必ず代表者というのは必要になってまいります。そういう中で、それぞれ年の区長さんが代表者という形になってまいりますけれども、指定管理については、区をお願いをしていくということでもありますので、区長さんはそれぞれ変わりますが、管理をしていただく主体としては区ということと考えているところでございます。

**8番（玉川君）** 区の管理する例えば事業について、その代表者というのはもう区長でなくても関わっていくということになるのでしょうか。

**企画政策課長（臼井君）** その建物の管理につきましては、区の仕組みの中で行っていただくということで考えておりまして、あくまでもその代表の方が区長さんであるというふうな認識でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第6「議案第60号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第7「議案第61号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第8「議案第62号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第9「議案第63号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第10「議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（西沢さん）** 続いて、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について」及び追加日程第2「発委第9号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」の2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

**議長（西沢さん）** 趣旨説明を求めます。

**14番（大森君）** 私からは、発委第8号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響をもたらしている。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がっている。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院等の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減がある。

21世紀に入り、わずか20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして、今回の新型コロナウイルス感染症と新たなウイルス感染症への対応は短い間隔で求められ、今後も対処が必要になってくることが予想される。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請する。

## 記

1、新型コロナウイルス感染症や今後新たな感染症の拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス対策に係る研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（西沢さん）** 続いて、趣旨説明を求めます。

**9番（滝沢君）** 私からは、発委第9号「防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

近年、我が国は、気候変動による自然災害が頻発化・激甚化しており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生している。

このような中、国は平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、経済や生活を支える重要インフラ等の機能維持を図っている。

しかしながら、国土強靱化等に関しては、対策を要する箇所が未だ多く残されていることに加え、老朽化が進むインフラの計画的な予防保全や災害リスクの増大に対応した道路網の整備等が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は深刻であり公共事業の継続は重要である。

よって、国において防災・減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

1、令和2年度で終了する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長及び制度の拡充等を行うとともに、必要な予算の確保を行うこと。

2、信濃川水系（千曲川）緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた、河道掘削、堤防強化等の推進を図ること。

3、近年の災害等を受け、道路ネットワークの強靱化を図るとともに、災害時の救急救命・復



旧活動を支えるため、道路関係予算を確保すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（西沢さん）** 趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分)

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

---

◎追加日程第1「発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「発委第9号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（西沢さん）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（西沢さん）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（西沢さん）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和2年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました本定例会は、本日までの14日間ご審議をいただきました。

提案をいたしました条例の制定、一部改正、公の施設の指定管理、一般会計及び特別会計補正予算と全ての議案につきまして、原案どおりご決定を賜り誠にありがとうございました。

さて、12月4日、県では独自に定める新型コロナウイルスの感染警戒レベルについて、当町

を含む長野圏域をレベル4からレベル3に引下げ、発令していたアラートも特別警報から警報に切り替えました。

しかしながら、最近の県内の感染動向は職場や家庭内での感染が増加し、12月に入っても減少の気配が見られず、当町におきましても8月以来となる陽性者の確認がされ、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

特に、これからの年末年始にかけましては、人の移動や会食等、人の集まる機会が増えてまいります。町民の皆様にはマスクの着用や手洗い、3密の回避に加え、室内の定期的な換気など、会食の機会や職場、ご家庭での感染防止の取り組みを再度徹底していただくようお願い申し上げます。

また、日増しに寒さが厳しくなり、体調を崩しやすい季節でもあります。検温等の健康チェックを毎日行い、自身の体調管理にもご留意いただきますようお願い申し上げます。

こうした中、たとえウイルスに感染しても、誰もが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会になるようにとの願いから、愛媛の有志によりシトラスリボンプロジェクトが生まれました。

感染された方や医療従事者等が、それぞれの暮らしの中で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがあり暮らしやすい地域づくりを目指すもので、当町もこのプロジェクトに賛同しております。

町民の皆様におかれましては、引き続き、不当な差別や偏見等が行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

さて、12月4日夕方から、恒例となりました坂城駅前のイルミネーション点灯と169系電車のライトアップが始まっております。

(株)まちづくり坂城の皆さんが飾りつけたイルミネーションが、来年1月末まで色鮮やかに点灯し、169系電車のライトアップは3月末までお楽しみいただけますので、大勢の皆様にご覧いただきたいと思います。

また、12月5日、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を文化センターにて開催し、南条小学校の児童による人権活動の発表やシンガソングライターのう～みさんをお招きしまして、ご自身の体験と歌を交えて記念講演をいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限による開催となりましたが、上田ケーブルビジョンさんのご協力により、年明け1月に集会全編の放送をいただける予定でありますので、ご覧いただければと思います。

さて、これから、新年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入の見直しにおきましては、税制改正による通年での法人町民税の税率引下げや新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済の減速など、一般財源を含む歳入の確保は容易ではないと考えているところでもあります。

こうした厳しい状況下、事務事業の一層の効率化を図りながら、令和3年度を初年度とする町第6次長期総合計画や、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画に基づき、将来のまちづくりに向けた施策展開が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、コロナ禍ではありますが、慌ただしい季節でもあります。

12月15日から31日まで、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯、交通安全の啓発を強化する年末特別警戒及び交通安全運動を実施いたします。

年末年始は、犯罪や交通事故の増加する時期でもあり、引き続き、犯罪被害や交通事故、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆様には、特殊詐欺など犯罪や交通事故の被害に遭わぬよう、一層のご注意をお願いいたします。

また、12月27日からは、町消防団による歳末特別警戒が行われます。コロナ禍という状況の中で、夜間の警戒に当たっていただく消防団には感謝を申し上げるとともに、住民の皆様におかれましては、年の瀬の寒い時期でもあり、大切な生命、財産を守るため、火の取り扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年、令和3年は、辛丑（かのと・うし・しんちゅう）の年であります。辛（かのと・しん）は、これは辛い、厳しいということや革新という意味があり、また丑（うし・ちゅう）は、強くつかむことや始まりを意味します。

これらから、来年の辛丑（かのと・うし・しんちゅう）は、多少のリスクも覚悟しながらしっかりと新たな試みを始める年とされ、いわば捲土重来の年でもあります。

しっかりと強い自覚をもってスタートを切りたいと思います。

さて、年明けの事業につきましては、1月1日の元旦マラソンは屋外イベントであることから、参加者の限定や事前申込制などの新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を図り、準備を進めておりますが、明日15日時点における長野圏域の感染警戒レベルによりましては、開催の可否を判断させていただきます。つまり、感染警戒レベル2以上の場合は中止ということになるかと思っております。

現時点で圏域レベルが3でありますことから、開催は厳しい状況かと思っておりますが、実行委員の皆様と協議の上、速やかに決定してお知らせしてまいります。

なお、例年1月4日に開催しております新春賀詞交歓会、席書大会及び書初展は、県内の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、関係団体とも協議の上、中止することとなりました。

また、1月9日に坂城テクノセンターにて開催を予定しておりましたライブ・ステージエコー2021につきましても、同様に中止といたしました。その代替策として、さかきふれあい大学での音楽講座ができないか検討をしております。

また、1月24日には、町消防団の出初式が参加人数を限定するなど3密を避ける対策を行った上で挙行されます。街頭行進や消防活動などにご尽力いただいた方々を表彰し、防火、防災へ

の新たな決意をする予定となっております。

また、2月9日には、国際金融経済学者である愛知淑徳大学の真田幸光教授をお招きいたしまして、坂城テクノセンターにて新春経済講演会を開催いたします。

バイデン政権の誕生による新たな世界秩序や新たな経済環境の行方などについて、ご講演いただく予定でありますので、大勢の皆様にご聴講いただきたいと思います。

さて、例年、2月中旬から開催しております、住民税及び確定申告の申告相談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付や待合室の密集・密接を避けるため、事前予約制とさせていただきます、2月1日から専用電話による予約受付を開始いたします。

申告相談会にお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みにご協力をお願いいたします。

さて、例年とは異なり、3密を避け、新しい生活様式で年末年始を迎えることとなります。議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（西沢さん）** これにて、令和2年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 大日向 進 也

坂城町議会議員 栗 田 隆

坂城町議会議員 玉 川 清 史

